

幼児教育・保育の無償化に向けた取り組みについて

1 概要

(1) 趣旨

子育て世帯を応援し、社会保障を全世代型へ抜本的に変えるため、幼児教育の無償化を一気に加速し、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や、幼児教育の負担軽減を図る少子化対策の観点から取り組むもの。

○ 実施時期：令和元年 10 月 1 日

(2) 無償化の対象（対象者・対象サービス・利用料）

対象者・対象サービス・利用料の詳細は、別紙参照

① 対象者・利用料

○ 3 歳から 5 歳の全ての子どもたちの利用料を無償化

※ 子ども・子育て支援新制度（以下「新制度」という。）の対象とならない幼稚園の利用料については、新制度における利用者負担額を上限として無償化（月額上限 2.57 万円）。

○ 0 歳から 2 歳児の子どもたちの利用料については、住民税非課税世帯を対象として無償化

② 対象施設・サービス

○ 幼稚園、保育所、認定こども園に加え、地域型保育（小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）、企業主導型保育事業も対象。

○ 保育の必要性があると認定を受けた場合において、認可外保育施設や幼稚園の預かり保育等も対象。

2 これまでの主な経過

(1) 国の対応

① 前年度までの主な対応

年月日	内容
H29.12.8	○「 <u>新しい経済政策パッケージ</u> 」 2020 年 4 月からの幼児教育無償化の開始等を明記
H30.6.15	○「 <u>経済財政運営と改革の基本方針 2018</u> 」 2019 年 10 月からの幼児教育無償化の開始等を明記
H30.12.28	○「 <u>幼児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針</u> 」 無償化の対象範囲、上限額等について決定

② 今年度の主な対応

○ 無償化についての必要な法及び政省令の改正（本年 10 月 1 日施行）

5 月 10 日 「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」成立

5 月 31 日 関係政省令の改正

(2) 本市の対応

① 各事業所等を対象とした説明会開催

幼児教育の無償化を円滑に開始するため、制度の概要や具体的な事務手続等について、事業所を対象に説明会を開催している。

年月日	対象施設	回 数	対象者	参加 施設数	参加 人数
H31.4.19	私立保育所 私立幼稚園 認定こども園 地域型保育事業	1 回目	施設職員	23 施設 21 施設 14 施設 10 施設	38 人 30 人 25 人 13 人
R1.6.18	認可外保育施設	1 回目	〃	16 施設	17 人
R1.6.26	私立幼稚園 認定こども園 一時預かり事業	2 回目 2 回目 1 回目	〃	20 施設 12 施設 8 施設	21 人 13 人 8 人
R1.7.11	私立保育所 認定こども園	2 回目 3 回目	〃	23 施設 14 施設	35 人 20 人
R1.7.17	公立幼稚園	1 回目	園長等	14 施設	14 人
R1.7.22	公立保育所	1 回目	所長等	32 施設	32 人
R1.8.21	私立保育所 認定こども園	3 回目 4 回目	施設職員	24 施設 12 施設	26 人 13 人

※ これまで全 152 事業所中 141 事業所（92.8%）が説明会に出席している。

② 今後の対応

10 月 1 日からの幼児教育の無償化の円滑な実施に向け、今後、以下の事務を進めて参りたい。

○ 条例改正について

幼児教育の無償化に伴い、利用者負担額の変更や給付の範囲が拡大されたことに対応するため、次の3条例について、9月定例会において、所要の改正を行う。

- ・ いわき市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
- ・ いわき市幼稚園条例
- ・ いわき市保育所条例

○ 制度の周知について

これまでも、各施設等を通じて制度の概要や必要な手続き等を周知してきたところであるが、今後も引き続き、事業者に対する説明を行うとともに、保護者に対しては、広報紙やホームページ等での周知はもとより、各施設から保護者へ直接説明することなどにより、保護者や事業者の混乱を招かないよう、制度の周知を図っていく。